

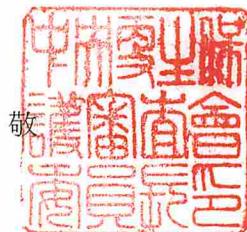


中更審第203号
令和2年7月17日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中理司 様

中央更生保護審査会委員長 倉吉



令和2年6月22日受付第5号、第6号、第7号及び第8号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- (1) 令和元年の御即位恩赦につき、既に決定した恩赦相当の件数と恩赦不相当の件数が書いてある文書（最新版）
- (2) 令和元年の御即位恩赦につき、中央更生保護審査会の内部手続が書いてある文書
- (3) 令和2年6月9日の中央更生保護審査会の議事録及び配付資料（ただし、恩赦申請者ごとに作成された文書は除く。）
- (4) 新たに中央更生保護審査会の委員に任命された人に対し、職務内容を説明するために渡している文書（最新版）

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受

けた日から 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から 1 年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等
法務省保護局総務課
TEL : 03-3580-4111 (代表)